

(仮称) 松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例の骨子 (案) 概要

施行期日(予定)令和6年4月1日

① 本条例の目的

再生可能エネルギーの導入及び温室効果ガス排出削減の流れを加速させ、2050年までにゼロカーボンを実現することを目的とした松本市ゼロカーボン実現条例(令和4年条例第24号)第11条の規定に基づき、市内における太陽光発電設備の設置、維持管理等に関し、必要な事項を定めることにより、自然環境及び生活環境の保全を図りながら、適正な導入を促すことを目的とします。

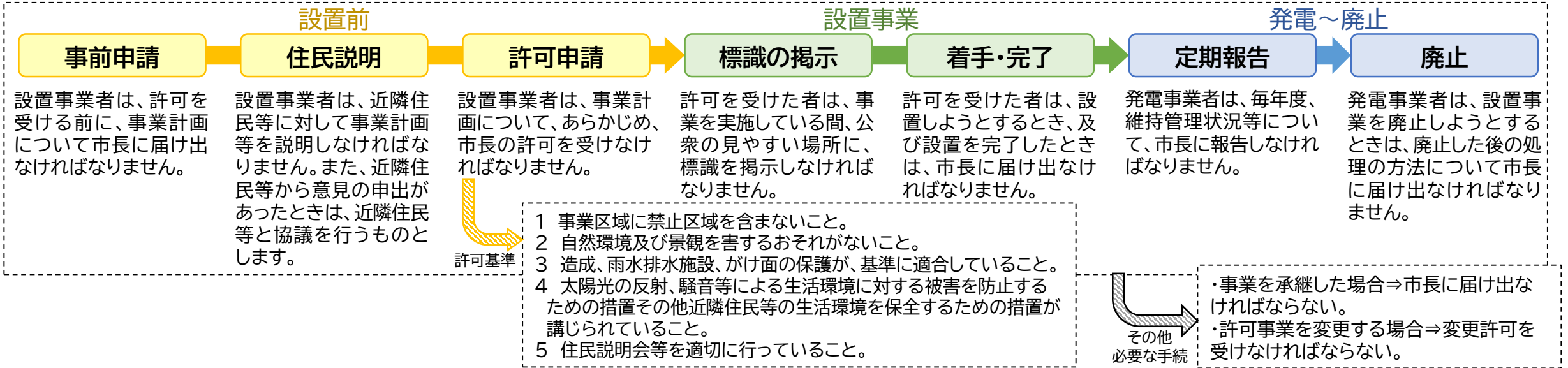
② 対象施設

発電出力10kW以上の地上設置型太陽光発電施設
※建築物の屋根の上や壁面及び標識・照明・河川監視設備等に附属して設置されるものは除く。

③ 禁止区域 (=設置できない区域)

太陽光発電設備設置事業を禁止する区域として、次に掲げる区域を指定します(禁止区域にあつては、10kW未満も設置できません。)
地域森林計画対象森林区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂三法区域、水道水源保全地区、水資源保全地域、国立公園・国定公園(集団施設地区は除く。)、県立自然公園、自然環境保全地域、郷土環境保全地域、鳥獣保護区・特別保護地区、希少野生動植物生息地等保護区、保安林、河川区域、河川予定地、重要文化財等に係る区域、風致地区、農用地区域(営農型太陽光は除く。)、山地災害危険地区、土砂災害危険箇所

④ 太陽光発電設置時の手続



⑤ 実効性の確保 (許可の取消、報告徴収等)

- 1 許可の取消 : 市長は、事業者が虚偽その他不正な手段により許可を受けたときなどは、**許可を取り消す**ことができます。
- 2 報告徴収及び立入検査 : 市長は、必要な限度において、**報告の徴収又は立入検査**をすることができます。
- 3 勧告 : 市長は、災害の発生防止等のために必要な措置を講ずるよう**勧告**することができます。
- 4 命令 : 勧告を受けた者が正当な理由なく措置を講じなかった場合、その勧告に係る措置をとるべきことを**命ずる**ことができます。
- 5 公表 : 市長は、許可を取り消したとき又は命令を受け、その命令に従わなかったときは、その旨及び命令に従わない者の氏名等を**公表**することができます。

(仮称) 松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例の特徴

県条例 案

市条例 案

規制弱い ↑ ↓ 規制強い	A	申請の対象外	10kW未満、建築物の屋根の上	建築物の屋根の上や壁面、標識・照明・河川監視設備等に附属するもの、10kW未満	建築物に設置するものは促進
	B	届出制	レベルA、C、E以外の区域	規定なし	
	C	届出制 ※ 環境保全策の検討義務あり	水道水源保全地区、水資源保全地域、国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、希少野生動植物生息地保護区、郷土環境保全地域、国有林、保安林	規定なし	
	D	許可制	規定なし	A、F以外の区域	野立て太陽光は全件許可制
	E	許可制 ※ 原則、設置できない区域	地域森林計画対象森林区域、土砂災害特別警戒区域、土砂三法区域	規定なし	
	F	設置できない区域 (= 禁止区域) ※ 禁止区域内では10kW未満も設置できません。	規定なし	地域森林計画対象森林区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂三法区域、水道水源保全地区、水資源保全地域、国立公園・国定公園(集団施設地区は除く。)、県立自然公園、自然環境保全地域、郷土環境保全地域、鳥獣保護区・特別保護地区、希少野生動植物生息地等保護区、保安林、河川区域、河川予定地、重要文化財等に係る区域、風致地区、農用地区域(営農型太陽光は除く。)、山地災害危険地区、土砂災害危険箇所	松本市として守るべき区域を指定

ポイント1 (県との整合)

・松本市条例の規定を、**県条例**(長野県で9月の県議会での制定を予定している「(仮称)地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」)と**同等又はより強く**することで、松本市内で太陽光発電を設置する場合は、県条例ではなく**市条例に基づく手続を実施**してもらうことを想定しています。

ポイント2 (促進の部分)

・条例制定の目的に再生可能エネルギーの導入及び温室効果ガス排出削減の流れを加速させ、2050年までにゼロカーボンを実現することを目的とした**ゼロカーボン実現条例第11条の規定に基づくことを明記**します。
 ・設置する際は、事業計画を**近隣住民等へ説明することを義務付ける一方**、他自治体の条例とは異なり、**近隣住民の同意や協定の締結までは求めない**ことで、近隣住民や事業者の負担を軽減し、申請にかかる期間の短縮を図ります。
 ・発電出力**10キロワット未満のもの及び建築物の屋根、屋上等に設置するものは対象外**とします。
 ・**設置後に定期報告を求めることにより**、事業の**安定的な運営**及び**トラブルが生ずるリスクの軽減**を図ります。

ポイント3 (規制の部分)

・**環境への影響が大きい地域**など、太陽光発電設備設置事業の実施を認めない区域を**禁止区域として指定**します。
 ・発電設備の設置は、**全件許可制**とします。

(仮称) 松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例 骨子案

1 条例制定の目的

この条例は、再生可能エネルギーの導入及び温室効果ガス排出削減の流れを加速させ、2050年までにゼロカーボンを実現することを目的とした松本市ゼロカーボン実現条例（令和4年条例第24号）第11条の規定に基づき、市内における太陽光発電設備の設置、維持管理等に関し、必要な事項を定めることにより、自然環境及び生活環境の保全を図りながら、適正な導入を促すことを目的とします。

2 用語の定義

(1) 設置事業 太陽光発電設備等を設置する事業及びこれらを設置するために行う樹木の伐採等のことで、次に掲げる設備に係る事業を除きます。

ア 建築基準法に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に設置する太陽光発電設備

イ 標識、照明、河川監視設備等に附属して設置される太陽光発電設備

ウ 研究目的等で設置される太陽光発電設備（禁止区域に設置されないものに限る。）

エ 発電出力10キロワット未満の太陽光発電設備（禁止区域に設置されないものに限る。）

(2) 事業区域 設置事業及び発電事業を行う一団の土地をいいます。ただし、次に掲げる区域については、一体の区域とみなし、事業区域に含めるものとします。

ア 設置事業の実施に当たり、他法令の許可、認可等を同時期に受ける土地の区域

イ 物理的形狀、所有者又は事業者の形態によって一体と認められる区域

(3) 近隣住民等

ア 事業区域の境界から50メートル以内の区域に居住し、又は土地若しくは建物を所有する者

イ 事業区域の境界から50メートル以内の区域の土地又は建物を使用している者

ウ 事業区域の境界から50メートル以内の区域を含む町会に所属する住民

3 市の責務

市は、条例の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずるものとします。

4 事業者の責務

発電事業者及び設置事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害を防止し、自然環境、生活環境及び景観に十分配慮し、近隣住民等と良好な関係を保つものとします。

5 近隣住民等の責務

(1) 近隣住民等は、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければなりません。

(2) 近隣住民等は、正当な理由がなければ、太陽光発電設備設置事業を拒んではなりません。

6 禁止区域

(1) 市長は、次に掲げる区域を、太陽光発電設備設置事業を禁止する区域として指定するものとします（ただし、国又は地方公共団体が設置する場合を除く。）。

- ア 砂防法の砂防指定地
- イ 土砂災害防止法の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域
- エ 地すべり等防止法の地すべり防止区域
- オ 森林法の保安林及び地域森林計画対象林
- カ 河川法の河川区域及び河川予定地
- キ 長野県水環境保全条例の水道水源保全地区
- ク 長野県豊かな水資源の保全に関する条例の水資源保全地域
- ケ 林野庁長官通達における山地災害危険地区
- コ 国土交通省通達における土砂災害危険箇所
- サ 農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域（ただし、営農型太陽光は除く。）
- シ 自然公園法の国立公園及び国定公園（ただし、集団施設地区は除く。）
- ス 長野県立自然公園条例の長野県立自然公園
- セ 長野県自然環境保全条例の長野県自然環境保全地域及び郷土環境保全地域
- ソ 鳥獣保護管理法の鳥獣保護区及び特別保護地区
- タ 長野県希少野生動植物保護条例の生息地等保護区
- チ 都市計画法の風致地区
- ツ 文化財保護法の重要文化財、有形文化財（建造物）、史跡、名勝若しくは天然記念物に係る区域
- テ 文化財保護条例の長野県宝又は長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念物に係る区域
- ト 松本市文化財保護条例の松本市重要文化財、松本市登録文化財（建造物）、松本市特別史跡、松本市特別名勝若しくは松本市特別天然記念物に係る区域

7 事前申請

- (1) 設置事業者は、許可を受ける前に、事業計画について市長に届け出なければなりません。
- (2) 事業計画には、次に掲げる事項を定めなければなりません。
 - ア 設置事業者の氏名及び住所
 - イ 事業区域の所在地及び面積
 - ウ 設置する太陽光発電設備の発電出力
 - エ 自然環境の保全及び景観の保全のための方策
- (3) 市長は、(1)の規定による届出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表し、設置事業者に対し、届出を受理した旨を通知するものとします。
- (4) 市長は、必要があると認めるときは、(3)の通知に条件を付すことができます。

【施行規則で規定】

設置事前申請書には、以下の書類を添付するものとします。

- (1) 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表
- (2) 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- (3) 事業区域内の土地に係る公図の写し
- (4) 事業区域の位置図
- (5) 事業区域の区域図
- (6) 土地利用計画平面図
- (7) 造成計画平面図及び断面図
- (8) 排水計画平面図及び断面図
- (9) 太陽光発電設備の構造図
- (10) 事業区域内に設置する工作物の構造図
- (11) 当該事業に係る関係法令等の一覧

8 住民への説明

- (1) 設置事業者は事業区域に標識を設置するとともに、当該標識を設置してから14日を経過した日以後に近隣住民等に対して規則で定める事項に関して説明しなければなりません。
- (2) 近隣住民等は、設置事業者に対し、事業計画に対する意見を申し出ることができます。
- (3) 設置事業者は、(2)による意見を申し出た近隣住民等と協議を行うものとします。

【施行規則で規定】

近隣住民等へ説明する事項は、以下のものとします。

- (1) 事業計画の内容
- (2) 防災、雨水処理並びに自然環境、生活環境及び景観の保全に関する事項
- (3) 工事に伴う騒音、振動及び雨水への対策に関する事項
- (4) 太陽光発電設備の保守及び維持管理に関する事項
- (5) 災害その他の非常事態への対応に関する事項
- (6) 住民からの意見への対応

9 設置事業の許可

- (1) 設置事業者は、設置事業を行おうとするときは、事業計画について、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可（以下「設置許可」という。）を受けなければなりません。
- (2) 事業計画には、次に掲げる事項を定めなければなりません。
 - ア 設置事業者の氏名及び住所
 - イ 事業区域の所在地及び面積
 - ウ 工事施行者の住所及び氏名
 - エ 設置事業の完了時における土地の形状
 - オ 太陽光発電設備を設置する位置

- カ 設置する太陽光発電設備の構造
 - キ 設置事業の期間及び工程
 - ク 設置する太陽光発電設備の発電出力
 - ケ 自然環境の保全及び景観の保全のための方策
 - コ 排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
 - サ 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置
 - シ コ及びサに掲げるもののほか、災害及び事故による被害を防止するための措置
 - ス 設置事業の施行に必要となる法令及び他の条例に基づく許認可の取得に関する計画
 - セ 設置事業の完了後における太陽光発電設備の維持管理に関する計画
 - ソ 発電事業終了後の太陽光発電設備の撤去及び撤去費用の積立てに関する計画
- (3) 許可の申請があったときは、速やかに申請に係る書類を公表しなければなりません。

【施行規則で規定】

事業計画には、以下の書類を添付するものとします。

- (1) 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表
- (2) 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- (3) 事業区域内の土地に係る公図の写し
- (4) 事業区域の位置図
- (5) 事業区域の区域図
- (6) 土地求積図
- (7) 土地利用計画平面図
- (8) 造成計画平面図及び断面図
- (9) 排水計画平面図及び断面図
- (10) 擁壁の背面図及び断面図
- (11) 太陽光発電設備の構造図
- (12) 事業区域内に設置する工作物の構造図
- (13) 工事工程表
- (14) 維持管理に係る計画書
- (15) 撤去処理に係る計画書
- (16) 立地に係る概要書
- (17) 設置事業者が設置事業を行うために必要な資力及び信用を有することを証する書類
- (18) 説明会等実施報告書
- (19) (1)から(18)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

10 設置許可の基準

- (1) 設置許可の基準は以下のとおりです。
 - ア 事業区域に禁止区域を含まないこと。
 - イ 自然環境の保全及び景観の保全のための基準に適合していること。

- ウ 造成を行う場合、基準に適合していること。
- エ 雨水排水施設等が基準に適合していること。
- オ 崖面の保護が基準に適合していること。
- カ 道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等が基準に適合していること。
- キ 反射、騒音等を防止するための措置が基準に適合していること。
- ク 設置する太陽光発電設備が、電気事業法等関係法令の基準に適合していること。
- ケ 市の総合計画、環境基本計画、景観計画その他の計画に適合していること。
- コ 近隣住民等への説明会、事業計画の周知及び協議を適切に行っていること。
- サ 不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。

(2) 市長は、(1)の許可をしたときは、その旨を公表するものとします。

1.1 設置許可の変更許可

設置許可を受けた設置事業者（以下「許可事業者」という。）は、当該設置許可の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、変更許可を受けなければなりません。

1.2 標識の掲示

許可事業者は、設置許可を受けた設置事業（以下「許可事業」という。）を実施している間、当該許可事業の事業区域の公衆の見やすい場所に、標識を掲示しなければなりません。

1.3 関係書類の閲覧

許可事業者は、許可事業を実施している間、近隣住民等の求めに応じ、この条例の規定により市長に提出した書類の写しを閲覧させなければなりません。

1.4 着手の届出

許可事業者は、許可事業に着手しようとするときは、市長に届け出なければなりません。

1.5 完了の届出

許可事業者は、許可事業を完了したときは、市長に届け出なければなりません。

1.6 許可の取消し

市長は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができます。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、許可を受けたとき。
- (2) 許可に係る事業計画に従わないで許可事業を実施したとき。
- (3) 許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに許可事業に着手しなかったとき。
- (4) 許可を受けた日から起算して5年を経過した日までに完了の検査を受けなかったとき。
- (5) 許可事業の完了の検査を受けないで、太陽光発電設備を稼働させて電気事業者その他の者に電気を供給したとき。
- (6) 必要な措置に係る市長の命令に従わなかったとき。

17 太陽光発電設備設置事業の完了後の定期報告

発電事業者は、設置事業の設置完了後、毎年度、維持管理状況等について市長に報告しなければなりません。

18 太陽光発電設備の廃止の届出

発電事業者は、設置事業を廃止しようとするときは、廃止した後の処理の方法について市長に届け出なければなりません。

19 発電事業及び許可事業の承継

売買等により発電事業及び許可事業を承継した者は、市長に届け出なければなりません。

20 報告の徴収及び立入検査

市長は、必要な限度において、報告徴収又は立入検査をすることができます。

21 指導及び助言

市長は、必要があると認めるときは、事業者に指導及び助言をすることができます。

22 勧告

市長は、必要な措置その他の措置をとるべき旨の勧告をすることができます。

23 命令

市長は、勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。

24 公表

市長は、許可を取り消したとき、又は命令に従わなかったときは、その旨及び命令に従わない者の氏名を公表することができます。

25 国等の特例

国又は地方公共団体（以下「国等」という。）が行う太陽光発電施設の設置については、許可を受けることを要しません。この場合、国等は、市長に協議しなければなりません。

26 県の条例との関係

本条例により、県条例の目的が達成できる場合、本条例の規定を優先します。